

内閣参甲第一二号

昭和二十四年二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出農業所得税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員池田恒雄君提出農業所得税に關する質問に対する答弁書

一 昭和二十二年秋の利根川を中心とする水害に際し、埼玉縣粕壁稅務署及び茨城縣下稅務署における課税の實情については、目下調査中であるから、調査終了次第速かに答弁致したい。なお、所得計算上、共済金は、これを收入金額に算入するのであるが、これは、必要経費又は損失を補填して、結局所得を生じないという趣旨により取り扱つてゐるのである。

二 昭和二十三年秋の利根沿岸の水害等に際し、茨城縣下稅務署における農業所得課税の實情については、調査の上、速に答弁する。

三 農業所得課税については、大藏省は、廣く「農業所得に対する所得税の實務要領」を頒布し、農業所得の計算等について、詳細且つ具体的に示してある趣旨に則り、地方の實情に應じ、適正な運用を期し、稅務署に対し、それが徹底に努めてゐる。